

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

諸謝金等の支給に関する規程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

諸謝金等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の諸謝金等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員とは、事業推進委員会、普及啓発委員会、安全・適正就業委員会、女性会員活動推進委員会、地域班設置規程第6条第1項第4号に定める会議及び会長が必要と認めた委員会等の委員等をいう。
- (2) 会議とは、会長の招集する委員会等の他、会長の認める公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会又は公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会等が主催する会議又は研修会等をいう。
- (3) 講習会等とは、センターの主催する講習会等をいう。
- (4) 諸謝金とは、センターの活動に対してセンターから謝礼として支払われる金銭をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、会議の出席にあたり要した交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(諸謝金の支給)

第3条 委員が会議に出席したときは、諸謝金として別表1のとおり支給する。

2 講習会等の講師として従事した者への諸謝金は、別表2のとおり支給する。

3 前2項は、別に定めのあるときは当該規程によるものとし、重複して支給しない。

(費用)

第4条 前条のいずれかに該当する場合の費用については、その実費を弁償する。ただし、交通費及び旅費は、センター旅費規程に定める金額とする。

(諸謝金の支給日)

第5条 第3条第1項の諸謝金は、毎月15日に支給するものとする。ただし、支給日が土曜日・日曜日及び祝日にあたる場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除いたその翌日とする。

2 第3条第2項の諸謝金は、従事した都度速やかに支給する。

(諸謝金の支給方法)

第6条 諸謝金等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、前条第2項の諸謝金は、現金で支給することができる。

2 諸謝金等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用の支給日)

第7条 センターは、第4条の定めにより負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。

2 この規程（第3条第2項、別表2）は、令和2年4月1日より施行する。

別表1

| 諸謝金の額 |
|---------------|
| 1会議につき 2,000円 |

別表2

| | 諸謝金の額 |
|------|---|
| 会員講師 | 1日につき 5,000円 (半日は、3,000円) 予算の定める範囲内において支給する |
| 外部講師 | 予算の定める範囲内において、会長が定める |

令和 年度 講習会講師謝金支払依頼書

以下のとおり講習会等を開催したので、公益社団法人四街道市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程第5条第2項の定めにより、諸謝金の支給を依頼します。

| | | | | | | | | | | | |
|---------|------|------|---------|--|---------|---|---|---|---|--|--|
| | | 講習会 | | ※ 公益社団法人四街道市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程第2条第1項第3号の定めによるもの | | | | | | | |
| 開催日時 | 令和 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | ～ | | | | |
| | 令和 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | | | | | |
| 予算額 | 日間 | | 円 税込 | | | | | | | | |
| 会員講師 | 会員番号 | 会員氏名 | | | 謝金の額 | | | | | | |
| | | | | | 円 税込 | | | | | | |
| | | | | | 円 税込 | | | | | | |
| | | | | | 円 税込 | | | | | | |
| | | | | | 円 税込 | | | | | | |
| | | | | | 円 税込 | | | | | | |
| | | | | | 円 税込 | | | | | | |
| | | | | | 円 税込 | | | | | | |
| | | | | | 円 税込 | | | | | | |
| 外部講師 | 講師氏名 | | | 謝金の額 | | | | | | | |
| | | | | 円 税込 | | | | | | | |
| | 支払先 | 銀行 | | | 支店 | | | | | | |
| 普通 ・ 当座 | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | | |

提出
令和 年 月 日

| | | |
|-----|--|--|
| 担 当 | | |
| | | |

受領
令和 年 月 日

| | | |
|------|-----|-----|
| 事務局長 | 担 当 | 担 当 |
| | | |